

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 博之

1 日時

平成 21 年 9 月 1 日（火曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 2 時 34 分散会

（うち休憩時間 午前 11 時 15 分～午後 1 時 01 分）

2 場所

第 3 委員会室及び財団法人いわて産業振興センター

3 出席委員

高橋博之委員長、高橋元副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、郷右近浩委員、高橋雪文委員、小野寺有一委員、小西和子委員、斉藤信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

石木田担当書記、栗澤担当書記、小野寺併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

商工労働観光部

廣田商工労働観光部長、齋藤副部長兼商工企画室長、伊藤雇用対策・労働室長、戸館商工企画室企画担当課長、阿部経営支援課総括課長、黒澤科学・ものづくり振興課総括課長、保企業立地推進課総括課長、津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長、川村雇用対策・労働室労働課長

7 一般傍聴者

1 人

8 会議に付した事件

(1) 継続調査

ア いわて希望ファンド等の運営状況について（現地調査）

イ 雇用対策の状況について

(2) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○高橋博之委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

郷右近浩委員はおくれるとのことですので、御了承願います。

本日はお手元に配付いたしております日程のとおり、継続調査2件の調査を行います。まず1件目、いわて希望ファンド等の運営状況については現地に出向いて調査を行います。調査終了後、議事堂に戻って昼食休憩の後、おおむね午後1時になると思われませんが、当委員会室において委員会を再開し、2件目の雇用対策の状況について調査することといたしたいと思います。

それでは、バスで移動いたしますので玄関前まで御移動願います。

(再開)

○高橋博之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。これより雇用対策の状況について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後に質疑、意見交換を行いたいと思います。

委員の皆さんは暑い場合は上着を脱いで結構です。執行部の皆さんも、どうぞ上着をとってください。

それでは、当局から説明を求めます。

○伊藤雇用対策・労働室長 それでは、私のほうから皆様のお手元に配付してございます雇用情勢の現状、それから岩手県の緊急の取り組みの資料で概況を御説明させていただきます。

最初に、現在の雇用情勢の状況でございます。まず左側、有効求人倍率の状況でございます。これは季節調整数値を加えたものということでございます。それを見ますと、この7月の有効求人倍率は、本県は0.31倍、全国は0.42倍ということでございます。0.31倍と申しますのは、昭和38年2月以来の数値でございます。これまで調査をし、結果を出している中で、一番低いのは昭和40年12月で0.29倍というふうな状況でございます。

次に、企業の雇用調整等の状況ということでございます。事業主都合による離職者数ということで、昨年7月から本年7月までの状況でございますけれども、この事業主都合の数値につきましては一般、それからパートを含む全数ということで数字を書いております。これによりますと、平成21年1月が4,102人ということで、ここ1年間の数値ではここが最もピークとなつてございます。対前年同月比で比較いたしますと244.9%、倍以上というふうな状況になつてございます。その後、2月、3月で、実は4月が5,000となつてございますが、通常この時期は3月の期限切れ等によって離職者がふえるというふうな特殊要素がございます。そういったことで、前年同月比でいきますと156.5%というふうな状況でございます。その後、5月、6月とまいりまして、7月は2,612人というふうな数字で推移してございます。

次に、解雇者が5人以上の企業整備届の受理状況というふうなことでございますが、これにつきましては平成21年1月が49件、1,998人ということで、最も高く、それは物すごく多くなつてございます。その後、人数につきましては漸減傾向となり、7月では件数14件、人数で180人という状況になつてございます。

また、雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届の受理状況、これは解雇を行わずに休業等を行って、雇用の継続をはかっている場合に、それに対して助成金を支給するというもので、これは計画でございますので、実施後に支給になるというものでございます。計画ベースで見えていきますと、平成21年1月になりましてから件数、対象労働者数がふえてまいりまして、5月の623件、3万1,351人が最も多い数字となっております。その後6月、7月と件数的には若干横ばいですが、対象労働者数につきましては、7月が2万229人というふうになってございます。特に対象労働者数の減少の要因としては、大企業での雇用調整助成金の申請計画が減になったというのが非常に大きいというふうに見ております。

次に、右側にまいりまして、求人・求職者等の状況でございます。まず、新規求職者の方々の動向でございます。あらかじめ申し上げておきますと、新規求職者の数値として、通常10月と4月が新規求職者が多いという傾向にございます。これは10月は、やはり同じように9月までの期限切れだったりとか、あるいは出稼ぎ労働者の登録などがあるために10月が高くなる傾向がある。それから、4月は3月までの期限雇用といったようなものから4月に求職者が増加するという傾向、二つの山の特徴がございます。

そういった状況の中で、平成20年12月ごろから新規求職者の増が目立ち出しております。1月、2月、3月と1万1,000人台で、5月、6月と9,000人台、7月に8,342人というふうな状況になってございます。

なお、今回の新規求職者の特徴の中で、特に12月、1月、2月ごろは在職中からの求職登録といったようなものが多かったという状況でございます。これは解雇等、そういったようなことが将来予想されるというふうなことから、在職中からの求職者の登録が多かったというような状況でございます。

次に、新規求人の状況でございます。新規求人の状況は対前年で見ていきますと、大体8割前後の求人数となっております。ただ、平成19年、20年は比較的求人が好調だった時期でございますので、そういう時期から考えますと大体7,000人台が七、八割の回復というふうな状況かなというふうに思っております。ちなみに、平成19年の段階を見ますと9,000人から8,000人台での求人数となっております。

次に、就職件数でございます。就職件数につきましては、対前年で見ていきますと、求人数に対して見ていった場合には、就職件数は求人数を余して就職しておりますけれども、おおむね3,500人前後で就職をしているというふうに出ております。特に12月、1月、2月は、2,500人台に就職件数が落ちておりますけれども、この辺はハローワークの担当者に聞きますと、雇用保険を受給しているといったようなことから、もう少し就職についていろいろと検討してみようというふうな方々が就職を控えたといったようなこともあるのではないかと聞いてございます。

こういったような状況の中で、失業されている方、有効求職者の推移でございますけれども、昨年の7月から3万人前後で推移しておりまして、事業主都合等のふえまして12月以降から徐々に増加してまいりまして3万人台、そして4月で4万3,000人というふうな累

増しております。その後、5月、6月、7月と若干ずつでございますけれども、有効求職者の数が減っております。そういう意味で、例年ベースでいきますと、おおむね2万9,000から3万前後が通常ベースとして有効求職者数が推移しておりますので、今回の不況等によって累増した部分がこれを上回っているラインのところ、およそ1万3,000前後というふうなところかなというふうに見ているところでございます。

最近の安定所別の求人倍率、これは季節調整を加えたものではなくて、実際の求人、求職の倍率を掲げたものでございます。最近3カ月の動きの中で、特徴的なものは水沢、北上でございます。これは全県的には非常に低い求人倍率となっておりますが、ここ3カ月の状況を見ますと、コンマ幾つの世界でございますけれども、若干ずつですが、求人がふえつつあるのかなというふうに思っております。なお、大船渡につきましては、特に美容関係のまとまった求人や、パチンコ関係の求人が多かったということで、大きな伸びであったこと。それから二戸につきましては、特定の会社さんー日本一さん、そういったところの求人が先月あって、今月はなかったというふうなことから落ち込みがあったというふうに聞いてございます。

それでは、次に2枚目でございます。そういったような状況をとらえながら、これまで昨年の12月10日に本部を設置して以降、岩手県の緊急の取り組みとして、四つの柱を基本に取り組みを進めてまいったところでございます。

まず、柱の一つであります生活支援でございます。全体として、生活保護や国民健康保険税の減免等、生活費対策に係る制度の利活用等が引き続き増加しているというふうな状況でございます。まず、住宅関係でございますけれども、雇用促進住宅の関係につきましては、8月10日現在で入居決定が112件、今年度に入りましてから32件、県営住宅につきましては、問い合わせは78件でございますが、入居決定が5人で、現在は2名退居しております3人ということで、住宅関係については若干の落ち着きが出てきているのかなというふうに考えてございます。

それから、生活費対策でございますが、3番目の生活保護制度、4月から7月の実績でございますけれども、申請が820件。前年同期4月から7月と比較いたしますと317件の増、それから保護開始に至ったものが635件で、前年同期で238件の増。それから就労収入の減ということで176件、前年同期から見ますと124件の増というふうになってございます。

また、国民健康保険での減免、失業後、非常に生活に困るというふうなことから減免等を行っているわけですが、減免件数として167件。前年同期比で63件の増ということになってございます。

次に、教育対策関係でございますけれども、この中で県関係ということで県立高校の授業料の減免、4月から6月の実績ですと2,615件、前年同期で見ますと284件の増。それから県立大学の授業料減免、今年度から授業料減免枠の拡大をしております。拡大として、免除枠として授業料収入の総額5%から7%というふうなことで、一定の基準を設けながらやっているということで、前期減免では386件、前年に比べますと156件の増。それから看

護師等の就学資金の貸し付け、こちらのほうも限度額を増額してございますが、新規貸し付けが 67 件。前年同期で 25 件ということで、42 件増というふうになってございます。継続のほうは昨年度からの継続でございます。

雇用維持につきましては、雇用調整助成金など企業支援制度の利活用が大幅に増加しているということでございます。雇用調整助成金につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、2 番目の中小企業経営安定資金の利用につきましては、4 月から 7 月までの実績として 147 億 5,000 万円ということで、前年同期が 53 億円でございますので 94 億 5,000 万円の実績ということで、大幅な利用が進んだということでありまして。

次に、雇用創出関係でございます。雇用創出につきましては産業振興の着実な取り組みを推進していること、それから緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業について 6 月補正等を通じて事業化が進展しているという状況でございます。雇用創出につきましては産業振興、新たな基金を活用したものの両方を合わせまして、7 月 6 日時点、6 月補正段階でございますけれども、雇用創出計画の目標でございますけれども、新規として 4,278 人を見込んでいるところでございます。そのうち産業振興につきましては、新規として 1,300 人、それから新たな基金を活用した雇用創出として、新規として 2,978 人でございます。

そのうち、基金について表に基づき御説明を申し上げます。緊急雇用創出事業につきましては、6 月補正で増額を行ったところでございますが、6 月現計で 27 億 8,800 万円余ということで、計画としては新規雇用が 2,463 人。その事業化の状況でございますが、8 月 31 日時点、これは厚生労働省のほうに計画を申請しているものでございます。これによりまして、事業費としては 23 億 3,300 万円余ということで、新規雇用 2,472 人を見込まれるというものでございます。

この事業化によりまして、4 月 1 日現在ということでございますけれども、新規雇用として 1,053 人の雇用実績を生んでいるというものでございます。なお、ここで雇用創出計画事業化の状況の関係でございますけれども、事業化計画は予算を一定の乗数で割りまして人数を算出してでございます。事業化の際には、実際にかかる経費とか賃金の単価とかそういったもの、さらに雇用期間が短かったりとかというふうなことで、雇用数が増になったという場合が出てきているということでございます。

次に、ふるさと雇用再生特別基金でございますけれども、6 月現計予算では 21 億 1,100 万円余ということで計画は 515 人、8 月 31 日現在では新規雇用事業費として 15 億 1,400 万円、新規雇用として 551 人の計画を立てたところでございます。4 月 1 日現在の雇用実績としては 189 人となっております。

なお、緊急雇用創出事業の 6 月補正予算計上額に対する事業化の状況としてはおよそ 83.7%、それからふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、6 月現計予算に対しまして事業化の状況としては 71.7%となっております。なお、雇用実績の関係につきましては、特に緊急雇用は年間を通じての雇用というのはできませんので、6 カ月未満ということ

で、事業としては年間を通じた事業を計画しているものでも、雇用期間が6カ月未満のため今後10月以降に新たに別の方々を採用するといったような内容もございます。今後7月、8月の段階でもさらに雇用が進んでいるものというふうにも思っておりますので、今後ともこの計画に沿って事業の実施に努めてまいりたいというふうにも思っております。

そのほか農林水産業及び関連産業の就業促進アクションプランに基づく農林水産業への就業促進、それから公共事業の早期発注に努めてきたところでございます。

次に、就業支援でございますが、いわて求職者総合支援センターを設置し、国と連携しながら求職者等への総合的な就業支援を推進していること。それから、介護、IT分野など、離職者等への職業訓練機会を大幅に増設し、実施中でございます。支援体制につきましては、3月12日にいわて地域共同就職支援センターを盛岡市に設置したほか5月29日に奥州市にいわて求職者総合支援センターを設置し、生活、就労相談等に当たっているところでございます。また、県内のジョブカフェには北上、一関でございますけれども、企業巡回員を増員いたしまして、求人開拓等にも努めているところでございます。また、職業訓練といたしまして離職者等再就職訓練事業ということで、今年度は65コース、1,147人の計画ということで、8月末現在26コース、431人の訓練を実施しているものでございます。

今後の重点でございます。まず一つは、雇用情勢が厳しさを増していることから、市町村と一体となって、緊急雇用創出事業等を活用し、雇用機会のさらなる創出を図りたいというふうに考えております。先ほど1枚目で申し上げました有効求職者の方々の解消を目指してということで考えております。

それから、2番目が平成21年度6月補正予算等で措置した経済対策関連事業を着実に推進し、地域経済の下支えと活性化を図る。これは企業における事業主都合等による解雇、そういったようなものが若干落ち着きを見せている中で、雇用維持についても頑張っておられるという状況を先ほど御説明いたしました。そういったようなことで、雇用の維持について応援をすること、そしてさらに求職者の方が就職するためには、事業の拡大といったものも必要でございますので、こういった経済対策をしっかりと決めることによって、企業の活力というものを支えるということでございます。

それから、三つ目が離職者等の実情に応じた生活・就業支援を関係機関と連携しながらきめ細かに行っていくということでございます。これは失業された方について、早期に就職できればいいわけですが、なかなかできない場合には生活的に困るといったようなこともございますので、こういった方々に関係機関が連携してそれぞれの支援策を紹介するなどして適切に支援をしてまいりたいというものでございます。以上で説明を終わります。

○高橋博之委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○斉藤信委員 それでは、最初に今の県内雇用の実態から追加的にお聞きをしたい。有効求人倍率が0.31倍と、統計上では過去2番目に最悪だと。失業率も、国の発表ですと岩手県は5.5%で約3万9,000人と、こういうふうに出ております。

そこで、事業主都合の離職者の現状、国の出した常用のデータだと12月以降7月までで2万3,000人弱なのです。2万3,000人が会社都合で離職、解雇されていると。県のデータはパートも入っていますから、12月以降パートも含めると総数幾らになるか、教えてください。

それと完全失業者が3万9,000人というふうになっているのですが、現在雇用保険受給者はどうなっているか。いわば失業者で雇用保険をもらっていない、もらえない、切れた、こういう人がどうなっているか。そのことを一つは示していただきたい。

もう一つ、さっきの資料で、私は資料のつくり方が不正確だと思うのは、新規求職者と新規求人数、それにあわせて就職件数と書いていますね。この表をつくるのであれば、有効求職者というのを就職件数の上につくらないとだめなのです。就職というのは4万113人の有効求職者に対する就職件数ですから、新規求職者に対する就職件数ではないので、ここはそういうふうに正確につくらなければだめなのです。4万113人が求職をしていて、それに対して就職件数が3,512人というふうに見ないと、これは正確な把握にならないのではないですか。これは下にデータが出ているので間違いとは言いませんが、比較する場合にはそういうふうに比較しないと正確でなくなるのではないかと思います。そこからまずお聞きします。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 まず、事業主都合の離職者数でございますけれども、計算しますので、ちょっとお待ちください。

雇用保険の受給者数の状況でございますけれども、平成21年7月現在で1万3,429人。前年対比で163.5%という状況でございます。離職者数については今計算しますので、ちょっとお待ちください。

○斉藤信委員 では、今、雇用保険の受給者1万3,429人ということですね。そうすると3万9,000人が完全失業者というふうには概数が出ていて、国勢調査なんかやると実際にはもっと多く出るので。ただ、今出ている数は3万9,000人ですから、そうしますと失業者の中で2万5,571人は雇用保険もらっていないと、こうなるのよね。そういう意味では、極めてこれは深刻な事態だと。この事態の深刻さ、全国的には5.7%の失業率で、これは過去最悪なのです。6%を超えるという見通しまで出されていて、雇用情勢はますます悪化しているのです。そういう点で、深刻な雇用情勢の危機的状況というのをしっかり踏まえて、今後の対策に取り組むべきだということをまず一つ指摘しておきます。

それで、二つ目に雇用対策で、これは絶対本気で取り組んでいただきたい問題として、大企業、誘致企業による解雇、雇いどめ、工場閉鎖への対応です。きょうはちょっと立ち入って、富士通マイクロエレクトロニクス岩手工場の大量解雇と再配置についてお聞きをします。富士通は1,700人の従業員のうち1,130人再配置すると言っているのです。これは、今実際に面接が行われて、8月19日にまでに再配置に応じられますか、退職しますか、これへの労働者自身の通告期限が8月19日でありました。9月にそれを踏まえた今後の方向が大方決められる。こういうかなりシビアな事態で、1,130人規模で事実上の首切り、合理

化ということになると今までの最大規模になるのですね。私は、これは極めて深刻だと思いますが、富士通の再配置計画というのはどういうものか。会社からどういうふうに県は状況を聞いているか。また、県として、これに対してどういう対応をしてきたかをまず明らかにしていただきたい。

○保企業立地推進課総括課長 富士通マイクロエレクトロニクス岩手工場の雇用調整の問題でございますが、1月末にこの問題が明らかになってから、2月の初めに知事が富士通の本社を訪問したほか、6月、7月にかけて、知事、副知事が幹部等と会う機会もあったということで、その会う都度、計画が再考できないものかどうか。あるいは岩手工場、あるいは岩手県内での可能な限りの雇用の維持、それから地域への影響が最小限となるよう従業員一人一人に対してきちんと対応していただきたいというようなことを要請してきたところでございます。

今委員からお話がありました調整の規模につきましては、私どももおおよそ1,000人というふうに聞いておりました。また、8月19日までにとこのようなお話もありましたが、8月いっぱいくらいで従業員一人一人からの聞き取りを行いながら、どうするかということで、一人一人について、必ずそのグループ内等で再雇用の再就職の場を必ず見つけますというようなお話もいただいているところでございます。私どもといたしましては、特にそういったことで、富士通側においてもさまざま地域に何とか雇用を残す、あるいはグループ内で何とかするというような、さまざま動きをしておるということで、特に地域に雇用を残すという点では、ぜひお願いしたいということでさまざま接触しているところでございます。

こうした中で、富士通の関連会社で、介護事業を行っておりますケアネットという会社がございます。こちらが奥州市のほうに事業所を新たに設置する計画で、こちらで、今聞いているところでは、その雇用の規模は40人ということで、ちょっと小さいのでございますけれども、何とか地域にこのまま残すというようなことでの努力もしていただいているものというふうに考えています。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 失礼しました。先ほどの昨年12月から7月までの事業主都合による離職者の数でございますけれども、累計で2万6,804名ということでございます。

○斉藤信委員 富士通マイクロエレクトロニクス岩手工場のこの再配置計画で重大なのは、配置転換と言っていないことなのです。配置転換というのは待遇が同じで転勤させるのですが、違うのです。再配置だと言っているのです。どういうことかと言うと、基本的にはいわば解雇して、そうして富士通関連の会社に再雇用させると。今富士通マイクロエレクトロニクス岩手工場の社員は基本的に本社社員です、富士通本社の社員。それが、昨年子会社化されたけれども、労働者の身分は本社の社員が子会社に出向していると、こういう形なのです。だから、本来簡単に首を切れないのです。いわゆる正規解雇4要件があるから。正社員というのは特別の事情がない限り首を切れない。率直に言いますと富士通は約9,000億円の内部留保を持っていますから、特別の事情というのは当たらないのですよ。

だから、どういうことをやっているかという、ここに退職願とあるのですが、どう書いているかと言うと、今般一身上の都合により退職いたしたく御承認のほどお願い申し上げます。相手先は富士通株式会社代表取締役社長、野添さんと、こうなっていますね。本社の社長あてなのです。一身上の都合で解雇して、そしてほかの関連会社に契約社員とか、そういう形で再雇用するのですよ。今の正社員のまま配置転換できるという人たちは恐らく1割程度だと思います。私は、このやり方は極めて違法、無法だと。極めて問題があると思います。

結局なぜ自己都合でやらせるかという、解雇できないからなのです。だから自己都合でやめさせるのです。そして、その上で、私の手元に再配置先の労働条件を書いた一覧表があるのですが、今のままの本社待遇というのはほんの1割程度です。あとは一度、勤続は通算せず退職金を払う。あとは契約社員。正社員と言っても月給が19万円程度です。19万円と言ったら、本社、正社員と比べると恐らく半分ぐらいではないですか。正社員と言っても一回首を切って、待遇は半分程度、そういう感じの形が圧倒的です。

ケアネットについてさっきお話があったけれども、書かれているのは時給1,000円前後です。今まで製造業で30万円、40万円稼いだ人が時給1,000円では、ケアネットと言ったって、これでは実際には食っていきませんよ。

私はそういう意味でいくと、この富士通のやり方というのは、事実上の解雇ですね。そして、ほとんどこの岩手を離れて、再配置に応じても待遇は半分とか7割とか、契約社員とか。だから、会津若松が先行して再配置が進められましたが、あそこは800人の再配置計画なのですけれども、9割は退職したと言われているのです。そういう条件では応じられない。私は岩手県の場合もかなりこれはシビアな結果になるのではないかと思います。いわば再配置に応じても生活の見込みがないわけですよ。ましてや契約社員だったら、期限付きなのだからいつまで稼げるかわからないでしょう。岩手県はこの実態を把握して、やっぱり労働法制に基づいて、9,000億円の内部留保を持ち、雇用を守る体力もある会社がきちんと雇用を守るということは基本的に同じ条件で雇用を守ることですよ。そうしなかったら、私は事実上の首切りの許容になってしまうのではないかと思います。そうした実態について私は一回あなた方に申し入れしてお知らせしているけれども、把握していますか。

○保企業立地推進課総括課長 8月6日に申し入れがあったということはそのとおりでございます。今委員からさまざまお話のありました資料に関しまして、私どもにはちょっと手元にはございませんけれども、申し入れのあったことに従いまして、会社のほうにはどうなのだろうか、こういう申し入れがあったということは伝えながら、岩手工場の幹部からの話は聞いているところがございますが、基本的に自己都合という形での退職のような形にはならない。仮にもしやむを得ず退職ということになった場合でも事業主都合のことになるのではないかとというようなお話もありましたし、また従業員一人一人と納得のいくようにきちんと対応したいというお話はいただいているところがございます。

○斉藤信委員 今の答弁は大変大事な点があるのですよね。事業主都合の解雇と言うので

あれば、労働者はそれを拒否すれば、それは強制解雇できませんからね。会社がそう言ったというのであれば、それは極めて大事な点ですよ。自己都合というのではない、会社都合ということでやるのだということであればね。これはもう一回確認したい。実際に会津若松はそれでやられましたからね、一身上の都合で。

そして、会津若松がひどいのは、一身上の都合、自己都合で退職をさせるけれども、雇用保険は会社都合でやる。そんな文書まで出しているのです。私は労働局にもこのことをお知らせしてきましたが、こんなことはあり得ないはずですよ。自己都合でやめて雇用保険は会社都合にするという文書まである。それは極めて異常なことなのです。会津若松では、実際こういう形にされたのです。岩手工場では、これから実際に退職とかが出るので、これからこういう文書が出されるのですよ。

もう一つ言っておくと、進路調査票というのが8月19日までに提出なのだけれども、ここには再配置か、退職かというのしかないのです。この進路調査票には、いわば岩手の工場に残って働きたいという選択肢がない。私は、これもおかしい話だと思うのですよ。再配置に応じられなかったら退職というのを書かせている。

だから、この面接のあり方も、私もいろいろな合理化の相談を受けているけれども、富士通という大企業がこういう不当なことをやっているというのは、私は二重三重の驚きで、こういうのは労働局と連携しながら、やっぱり労働法制をしっかり守っていく。ひどいのは、富士通の経営方針説明会。富士通というのは人権を尊重します。法令を遵守します。これ行動規範になっているのですよ。とんでもない話ではないかと。やっぱり労働法制はきっちり遵守して本当にやってもらいたい。私はそのことを厳しく指摘しておきたいと思うので、さっきの大事な答弁をもう一回確認させてください。

○保企業立地推進課総括課長 書き物にして正式に残っているというようなことではございませんが、8月6日に申し入れを受けた後、私どものほうからこういうことで申し入れがありましたということを伝えるとともに、どうなのでしょうかとということで伺っております。その際に、自己都合での退職という扱いをしないということで、お話は伺っているところでございます。

○斉藤信委員 今の話は富士通マイクロエレクトロニクス岩手工場の話ですか、富士通本社の話ですか、どういうレベルの人ですか。

○保企業立地推進課総括課長 岩手工場の幹部の話でございます。

○斉藤信委員 わかりました。事態の重大さは伝わったと思います。これは今実際に現在進行形で、1,130人というのはこれから出てくるのですよ。そして、いわゆる配置転換のような形は本当に100名前後だけです。あとは、一度首を切って再配置という、こういう大変な事態です。共稼ぎで富士通マイクロエレクトロニクス岩手工場で働いている2人とも再配置対象ですよ。そして、あそこは地元密着でもう30年以上働いていますからマイホームもある。やめた場合にはマイホームのローンをどうするか。こういう問題が出てくるのです。これはアルプス電気のときもそうでしたけれども、地元密着しているだけに子供さんの

教育、そしてマイホームのローン、やめた途端に、基本的に一括返還となるのですよ。だから、そういうことも含めて、本当に切実な問題なのですね。ましてやお年寄りを抱えて、介護も担わなければだめだということになると、本当に簡単に応じられない。1,100人という規模でこういうことが今進行中なので、ぜひ企業立地課長だけでなく、総力を挙げて知事、部長、しっかりこの問題は対応していただきたい。

特に全分野で、今雇用情勢が厳しいわけだから、昔のアルプス電気的时候にはIT産業に特化して悪かったのですが、今は違うのです。今ここでやめて、ではほかの分野で仕事が見つけれられるかということ、この間、私たち奥州市で調査しましたがけれども、有効求人倍率で製造業は0.09倍ですよ。すさまじい規模ということがあるので、富士通の問題では、基本的には労働者の権利、正社員としての権利を守って、私は配置転換そのものに反対することではないけれども、配置転換ではないということです。一度やめさせて、待遇の悪いそういうものに再配置という、そういうやり方というのはいかがなものかと。事実上の解雇というのは許されない。ましてや今自己都合でないということになれば、これは労働者の意思で、これは残れるわけだから。

○高橋博之委員長 質問をしてください。

○斉藤信委員 そういふ点を部長、今後の退職せざるを得ない人の再就職も含めて、企業の責任をしっかりと求めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○廣田商工労働観光部長 先ほど来、説明を申し上げておりますとおり、私どもとしましては、機会あるごとに知事を先頭に富士通の幹部に従業員の雇用の維持、あるいは確保につきまして具体的にお願いをしておりました。その際には、従業員等の意向を十分に踏まえて、従業員雇用の確保、生活の安定についてもしっかりと対応していきますという話を受けておりますので、引き続きこういった動きを注視していきたいと思っておりますし、我々としても、富士通のそういう取り組みに対して支援をしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 次に、ソニーEMCS千厩テックの工場閉鎖の問題についてです。これは5月、突然ソニーの本社役員が来まして、ここも100%ソニー出資の子会社ですけれども、労働者はみんな集まってここの期末手当、夏期手当をふやしてくれるだろうかとか期待して集まったら12月、年内に工場閉鎖だと。本当に一遍の通告で870人の労働者の生活が奪われるという計画が示された。本当に異常な事態です。ソニーが不当なのは900億円、1,000億円近い赤字をこの3月記録したのだけれども、3兆5,000億円内部留保をため込んでいます。去年は3,000億円ぐらいの内部留保を1年間でため込んでしまっている。やっぱり雇用を守る体力があつて、株主配当は去年景気のいいとき250億円、赤字のときに425億円出したのですよ。私は、こんなでたらめなやり方はないと思うのです。普通は赤字だったら株主配当なしでしょう。それを赤字なのに内部留保を取り崩して株主配当をして、870人の工場は閉鎖だと。私は、こういうことは本当に許されないと思うけれども、県はどういうふうに関対対応されてきましたか。

○保企業立地推進課総括課長 ソニーEMCS千厩テックについてでございます。私ども

もこれは突然5月にこういうことを知ったわけでございます。さっそく5月20日に副知事と一関市長とともにソニー本社に訪問いたしまして、何とか撤回をお願いしております。また、7月29日には、知事それから一関市の副市長が、これまたソニーの本社に訪問いたしまして、グループ全体で何とかあらゆる方法を検討して雇用を守ってほしいということで要請をしているという状況でございます。

○斉藤信委員 要請は大事なことだけれども、私がさっきお話ししたように、巨額の内部留保、体力のある大企業なのです。ここが率先して解雇や工場閉鎖しているから、今の深刻な雇用危機が広がっているの、体力のある企業が雇用を守らなかったら守れないではないですか。そういう点では、赤字で株主配当をふやすようなやり方でいいのかと。ここ40年、地元で密着して、ことしも大卒、高卒合わせて10人ぐらい新規採用を採っているのですよ。だから4月に入って、5月になったら工場閉鎖、深刻な事態ですよ。今突然だと言われたけれども、地元にとっても、新しく入った人にとっても、労働者にとっても突然なのですよ。

だから、例えば半年ぐらい休業措置だとか、時間短縮とか、そういうことを努力して、やむなくと言うのだったらまだわかるかもしれないけれども、40年間地元と密着した誘致企業の、一発でこういうやり方というのは理解できない。雇用や地域経済に対する大企業の社会的責任というのは、これ国際的基準ですよ、グローバルスタンダードですよ。私は、そういうのを無視するやり方ではないのかと。そういうことを絶対岩手県は許さないのだと、そういう形で粘り強く何度も、これは行ってきましてだけではとどまらない、何とかするという構えでこの問題に取り組む必要があるのではないかと思うのです。

JAMという労働組合も8,000余の署名を集めて、工場の存続を求めているようですが、これも労働者も地域も行政も一体となって、今は政治が大激動の時代ですから、大企業の横暴がもうこれからは通用しないのだという、私はそういうことを示す時期ではないのかと。民主党知事がいるのだから、この大激動の時期にふさわしく、大企業の横暴を岩手では許さないという取り組みが私は必要ではないかと思いますが、部長さんどうですか。

○廣田商工労働観光部長 ソニーEMCS千厩テックにつきましては、私どもとしましては、撤退計画の見直しのほか、グループ企業等が千厩テックを活用して事業を継続するなど、あらゆる方法を検討してほしい旨を要請してきてございますので、今後とも引き続きそのような方向で要請を行っていきたいと考えています。

○斉藤信委員 日本の政治がまさに大激動しているときだから、ましてや全国唯一ですか、唯一ではないか、民主党公認は唯一の知事だよ。

(「公認ではない」と呼ぶ者あり)

○斉藤信委員 公認ではないか。党籍のある知事で、これからは一番注目される知事になるでしょう。私は、今までのような大企業がやりたい放題のやり方というのは通用しないのだと、ぜひこの岩手から発信して、知事を先頭に関係市町村と連携して、これはやっていただきたい。ある意味でいけば、知事の真価、達増県政の真価が問われる。政権交代したらこう

変わったと、ぜひそういう取り組みをこの分野ではやっていただきたい。

関東自動車の問題ですが、私は関東自動車の労働者からもずっとこの間相談を受けております。4月までの契約の期間工は雇いどめだというふうに言われていました。実際どうなったのか。今の雇用手数、生産体制はどうなっているか。このことを示していただきたい。

○保企業立地推進課総括課長 関東自動車岩手工場の従業員の状況についてでございます。昨日8月31日現在での従業員数ということで申し上げたいと思いますが、正規の社員がおおよそ1,650名でございます。期間社員がおおよそ530名います。合計で約2,180名ということでございます。

委員から今お話がありました雇用調整がどうなったかということでございますが、期間社員につきましては、例えば正規社員の登用ですとか、あるいは自然退職というような形もありますが、会社から伺っている、いわゆる雇いどめと申しますか、そういった形で契約を継続しなかった人数というのはこの7月までで430名というふうに伺っております。

○斉藤信委員 関東自動車は、確かに昨年度に深刻な生産減少に直面しましたがけれども、これ3月期末決算は4億円の黒字だったのですよ。赤字ではなかった。そして、1,024億円の内部留保をこの間ためこんでいた。多いときには100億円、200億円という形で利益をため込んできた。

関東自動車は岩手県最大の企業、今はどうなっているかわかりませんよ、2,180人ですから。しかし、岩手県最大のリーディングカンパニーで、こういう利益を上げてきた会社がこの間7月まで雇いどめで430人の期間工の首を切ったと。もっと正確に言いますと、去年の3月31日現在は2,862人。今2,180人ということですから、去年の3月31日から682人減っていて、関東自動車は劇的な雇用調整をしたのです。

一言いっておくけれども、生産減少に陥ったのは、トヨタの経営者の責任ですよ。北京オリンピック前に、もう既にアメリカはその前の年に経済危機に直面しているのに、北京オリンピックまで増産に増産を次ぐ設備投資をして、結局その在庫調整を急速に雇用調整でやったのですよ。いわば経営の失敗を労働者に押しつけた。これがトヨタグループでした。私はそういう意味でも、関東自動車が去年と比べると683人減というのは、体力のある企業としては問題だったのではないかと思います、いかがですか。

○保企業立地推進課総括課長 あくまでも関東自動車とは、私どもトップを含めまして、ふだんからさまざまなやりとりがございますけれども、関東自動車自身もこれは今般の急激な世界同時不況ということでかなり苦しい中、できるだけ雇用を落とすことなく、何とか努力してきていただいたものというふうに考えております。特に車の生産が能力の半分以下に落ちるといような状況でございます。そういう中で、何とか雇用を延ばしながら、あるいは一方では、正規職員への登用も並行して進めるといような形で、何とか地域に迷惑をかけないようにというふうなことで努力いただいているものというふうに考えております。

昨今、車の市況、市場が回復してきたということもございまして、先般はトヨタグループ

全体での車の生産体制の見直しによりまして、岩手の工場で新たに2車種を追加して生産するというので、今後はこれまで減らした分、ある程度また戻ってくるのではないかといいうふうには期待をしているところでございます。

○斉藤信委員 関東自動車で最後の質問です。期間工の雇いどめ、7月までということなので、労働者にもその後の話はないようです。ただ、今まで1年の雇用継続だったのが6カ月の雇用継続になり、ますます不安定になった。もう3年、4年以上働いている期間工も少なくないのです。契約社員だったら、労働者派遣法で正社員にしなくてはならない。

私は期間工の場合だってそうだと思うのですよ。熟練の労働者しか残らないと言ってもいいぐらいの間整理していますから、こういう3年、4年働いて、生産ラインの主力を占めている、こういう期間社員というのは、基本的に正社員にすべきだと。そういう点もぜひ今の情勢のもとでは強く求めていただきたい。景気が悪くなったら真っ先に雇いどめ、解雇されるというようなことを再び起こしてはならない。

自動車産業、半導体産業を岩手県は産業振興の柱に進めてきた。これで企業が栄えました。雇用もふえました。しかし、ふえた雇用は低賃金労働者だった。そして、景気が悪くなったらそれが真っ先に切られた。これが教訓ですよ。だから、自動車産業、半導体産業を進めてきた行政の責任として、そういう不安定な雇用というのは、これを教訓にして、その解決のために行政は取り組んでいく必要があると思うのです。特にもう3年4年、生産ラインの主力を占めている、一時的な労働ではないのです。これは職業安定法から言ったら間違いですよ。3年、4年働いていたら一時的、短期的な仕事ではないのです。これはもう正社員として雇用すべき対象に実際なっているので、そういうことも含めて、部長、今回のこうした雇いどめ、解雇の教訓を生かした本当の産業振興、雇用を守る産業振興を進めるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○廣田商工労働観光部長 私どもとしましては自動車と半導体連合型のものづくり産業育成という形で振興してきております。それらは、やはり地場企業の振興とか、あるいはもちろん雇用の確保にも今まで大きな貢献してきたというふうにご考えてございまして、今後はこういったもので培われた技術あるいは人材、これらがさらに医療機器とか、新たな分野にも進んでいくことを期待しておりますし、もちろんその際にはしっかりと雇用の維持というものが当然不可欠になってくると思いますので、両面で今後指導してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 次に、県の雇用確保対策についてお聞きをします。先ほどの説明では緊急雇用創出事業で、4月1日現在1,053人の雇用、採用となっています。ふるさと雇用再生では189人の新規雇用と、こういう報告でした。私が8月に聞いたときには二百数十人でしたから、この間、一定規模の雇用創出の効果があらわれてきているなど。これは評価をしたいと思えます。

しかし、今悪化する雇用情勢の中では、この規模では焼け石に水のような状況なのですね。だから、毎月2,000人を超えるような会社都合の解雇が出て、3万9,000人が完全失業者

です。失業保険を2万5,000人以上もらっていないと。こういう中で、私はこの間、委員会
で、奥州市の求職者総合支援センターの所長さんからかなり詳しい実態をペーパーでもも
らってきました。もう20件、50件、採用を申し込んでも採用にならないという方もいる。
そういう深刻さだという話もされました。特に、母子家庭とか障がい者の方はますますもっ
てひどいようです。若者が大変不安を感じているという、そういう報告もいただいたところ
ですが、緊急雇用創出事業の場合には雇用期間が6カ月で、基本的にはさらにもう一回継続
できると、こういうふうに理解していいのか。あとこのテンポがどういうふうに、これから
伸びていくのか、その他の雇用確保対策はどうなっているのか。各部局で、農林業で雇用と
かいろいろありましたね。ここらの取り組み状況はどうなっていますか。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 まず、緊急雇用対策の雇用期間でございますけれ
ども、緊急雇用対策の事業につきましては、原則雇用期間は6カ月未満ということですが、た
だし、重点分野、例えば介護福祉でありますとか、教育ですとか、こういう部分については、
場合によっては必要に応じて1年間まで延長することができるというような制度になって
おります。

それから、次に各部局での取り組み状況ということでございます。県といたしましては、
昨年12月から全庁一丸となって取り組みを進めるために雇用対策推進本部を立ち上げて、
いろいろな取り組みをしておるところでございますけれども、まず大きなものといたしま
しては基金事業、これにつきましては報告のあるとおり、各部局を挙げていろんな組み
みをしております。また、そのほかの取り組みといたしましては、農林水産業の就農促進ア
クションプランというのがございまして、これは平成22年度までの3年間で延べ3,700人の
雇用を農林水産業関係でつくり出していこうということで、これにつきましても7月末の
実績値といたしまして約1,600人程度の雇用が、これは雇用創出計画の中の食産業とか、そ
ういったものと一部重複しているものでございますけれども、約1,600人以上の雇用を生
み出しておるということでございます。

そのほか県土整備部関係で申し上げますと、公共事業の早期発注、前倒しを進めておりま
して、上半期で当初予算で85%まで早期発注を目標に現在進めているということござい
ます。7月末の状況ですが、48.2%、これは昨年同期と比較いたしますと、6ポイント程度
上回っております、今後もそういった取り組みをしていくということでございます。その
ほか福祉関係におきましても、福祉人材センターというものを社会福祉事業団のほうに委
託しております、福祉関係の求職者の対応を進めるなど全庁一丸となった部局横断の取
組みをしているというような状況でございます。

○斉藤信委員 部局横断の雇用対策の取り組みには、やっぱりスピーディな対応が問われ
ているので、次の雇用対策本部会議にでもまとめるのであれば、早く我々にも情報提供す
るということをぜひお願いします。

それと奥州市に求職者総合支援センターが設置されて大変利用されている。そして、相談
内容もさっき私が紹介したように中長期にわたって再就職が決まらず、失職のため生活困

難で金銭的不安を抱えていると。若年者で就職活動に不安を感じているとか、高年齢、母子家庭、障がい者などがその中でも極めて困難だと、こういう報告をいただきました。県として、こうした現状に対して、どういうふうに取り組みを強化しようとしているのか、このことをどういうふうにとらえているか教えてください。

それと最近、新聞報道では、県は雇用対策本部を経済・雇用対策本部にするという報道がありましたね。私は、雇用情勢がますます悪化する中で、この経済・雇用対策本部にする意味がどういうことなのか。聞くところによると体制は変わらないようです。ますます雇用対策の強化が求められているときに経済までくっつけてやる、体制も強化しないというのはどういうことなのか。その目的、執行体制、そういうことも含めて、どういう考え方でそのようにしようとしているのかを示していただきたい。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 まず、求職者総合支援センターの状況でございます。5月29日に奥州市に設置したところでございますけれども、その利用状況につきましては6月が3,743人、7月が4,043人というような状況でございます。このうち一番多いのは職業紹介検索機の利用でございます。約7割が検索機の利用。それから、2割が職業相談。それから、生活相談でございますけれども、こちらのほうは大体3%から4%というような状況でございます。

障がい者等への支援ということでございますが、県といたしましては、県内8カ所に障がい者の就業生活支援センターというのを設置しておりまして、これを平成23年度までに全広域9カ所設置を目標に現在進めておるところでございますが、この中では障がい者の就業についてのいろいろな相談でありますとか、職場実習のあっせん等を行っているところがございます。平成20年度は、大体180人程度の障がい者が就職に結びついたという状況でございますが、最近では雇用情勢を反映いたしまして、就業先の開拓のほかに、就業を維持していただくための事業所への訪問を強化して行っているというような形で聞いております。

それから2点目、経済雇用対策本部の設置理由及び体制でございます。まず、設置の考え方でございますけれども、これまで12月に雇用対策推進本部を設置して雇用面、当初は生活支援でありますとか、雇用維持を中心に対策を進めてきたところでございますが、より総合的な対策を進めるということで、6月に県版の経済対策を予算措置しておりますので、この事業進捗を図りながら総合的な雇用につなげていきたいという考え方で設置したものでございます。

それから、体制でございますけれども、本部長は知事とし、部局長を本部員としておりまして、以前の雇用対策本部に比較して異なる点は、地域経済につきましても主にいろいろな議論を進めていこうということで、地域の振興局等からのいろいろなテレビ会議システム等を使った情報提供等も行いながら機動的な対策を進めていこうというふうなことで進めております。

○高橋博之委員長 齊藤信委員に申し上げます。御発言が長時間に及んでおりますので、こ

の際、まとめて、かつ簡潔にお願いいたします。

○齊藤信委員 わかりました。経済雇用対策を部長にお聞きしたい。雇用対策がますます悪化する、情勢が悪化する、体制はこれからやっと成果が出始めつつある。しかし、状況に対しては、まだまだ乖離が大きいのです。こういう中で、今と同じ体制で経済対策もくっつけてやると。体制を強化してやるというなら県の意気込みもわかるのだけれども、仕事だけふやして、本当に雇用対策がこれで、さらに強化されるのかという危惧を持つものだけれども、県版経済対策というのはどういうもので、それは今の体制でやるものなのですか。そのところを示していただきたい。今委員長から言われましたから、まとめてお話をします。

私は、2万5,000人が雇用保険ももらえず失業しているという、こういう中では、生活支援対策が大変大事だと思うのです。私は8月のときにも取り上げたのだけれども、やっぱりワンストップサービス。これは国です、これは県です、これは福祉ですと、こういうことでなく求職者総合支援センターなり、盛岡のセンターなり、県の窓口なりで、雇用対策、生活保護の対策だとか、特に切実なのは国保税とか住民税とか、授業料などの減免対策なのです。離職者にはこういう制度が活用できますよと、ワンストップでそういう制度がわかる、回さないで紹介される。そういうきちんとしたものを県としてつくってやるべきではないかと、8月に私は指摘しましたが、その点はどういうふうにされているのか。

雇用促進住宅については112件、この間に入居があったということでした。この点については、雇用促進住宅の廃止決定そのものも撤回されるべきだと思います。これも新しい政治状況の中で、ぜひこの活用とあわせてね。実際に使われて、どこの地域に行っても雇用促進住宅というのは駅前とか学校の近くとか、一番いいところ、まちづくりの中心にあるのです。これはぜひ新たな情勢のもとで雇用促進住宅の廃止決定の撤回見直しを求める取り組みを県としてやるべきではないか。現段階で、大槌町と岩手町、ここが買い入れを決めているというふうに聞いていますが、県の把握はその点はどうか、お知らせいただきたい。

最後の最後、さっきは障がい者対策はありましたが、母子家庭の方で首を切られた人たちは本当に切実なのです。私は、母子家庭の人たちを対象にしたような緊急雇用対策事業なり、ふるさと雇用再生事業なりやる必要があるのではないかと思います。そのぐらい立ち入ってやらないとだめなのではないかと思っていますが、この点の対策はいかがでしょうか。

○廣田商工労働観光部長 本部の改組につきましてですけれども、6月補正予算におきまして、国の経済危機対策に対応いたしまして、450億円計上いただきまして、活性化に取り組んでございます。まだまだ厳しい経済状況ということで、なお一層力を入れていく必要があるということで、私どもとしましては経済と雇用を関連づけながら、さらに強力で施策を推進していきたいということで、今回経済・雇用対策本部を設置したものでございます。広域振興局の情報も含めて、関係部局というか全部局一丸となって、この景気、雇用対策について、機動的、戦略的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。毎月第1月曜日に開催するという予定で、9月7日が第1回ということで予定しております。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 私のほうからは、ワンストップサービスの実施状

況等について御説明申し上げたいと思います。

離職者に対して、福祉関係を含めた総合的なサービスが必要であるということで、私どもといたしましても委員の御指摘がございまして、岩手就職支援ガイドということで8月に作成いたしまして、振興局等に配付しているところでございます。そのほか各地域におきましても雇用対策の連絡協議会を設けまして、福祉関係も含めた相談体制の充実に努めているところでございます。

それから、母子家庭への支援ということでございますが、これにつきましては福祉分野でございますが、母子寡婦福祉基金の中で技能習得資金というのがございまして、母子家庭のお母さんが就職のため、いろいろな技能習得のための資金を要するという場合に対して、資金を貸し付けるというような制度がございまして、そのほか生活資金もあるというようなことで、母子家庭につきましても随時相談に対応しているというような状況でございます。○斉藤信委員 最後の最後です。今の答弁にかかわって一言だけお聞きしたい。

実は、その母子家庭対策で技能習得資金もいいのだけれども、やっぱり働いて生活を維持したいということなのです。もちろん今給付金をもらいながら資格を取るという、こういう制度もあって、私もそういう相談を受けましたけれども、多くはやっぱり仕事を見つけて家計を支えたい、子供の教育を守りたいと。だから、さっき言ったように今全体として厳しい中で、母子家庭の場合は、母子家庭というだけでもっと厳しくなるのです。だから、せっかく緊急雇用対策事業にしても、ふるさと雇用再生にしても、そういう方を対象にしたようなものもメニューとして考えていかないと、同じような競争の中で仕事を探させるということだけでは対策にならないだろうというのが私の指摘なのです。そこらを研究していただきたい。

それと、実は離職者対策資金もさっきの報告だと3件しか利用されていない。生活福祉資金も5件なのです。これは何度もここで取り上げたように保証人をつけなければだめだとか、いろいろ条件をつけて離職者が実際には使えない。今、国はやっと保証人をつけずに生活福祉資金も使えるようにという動きも出ました。だから、離職者対策資金もそういう形で、改善すべき課題も明確にして、この時期に改善をしていただきたい。いざというときに使えないという制度に実際今なっているわけです。

そういう改善は、青森は歴史的経過があって、保証人なしで離職者対策資金をやっているのです。それは例外扱いされているのでしようけれども、しかし全国的にこういう状況で、岩手だけでなく使えていないのでしようから、緊急に、現段階で制度があっても使えないものについては、本当に早急に改善、解決すると、そういうことも含めてやっていただきたい。

部長に最後に聞きますが、経済と雇用対策を関連づけてやるのはいいのです。ただ、今と同じ体制だということになったら、本当にそれで十分できるのですかと、経済対策が450億円だと、雇用対策も100億円規模でやると、こういうことになったときに体制の強化も考えてやらないと、私はやりきれないのではないかというふうに思いますが、これだけ聞いて終わります。

○廣田商工労働観光部長 本部の体制につきましては、今までよりもさらに濃密に、きめ細かく情報の共有とか、あるいは対策の協議を深めていきたいというふうに考えております。

○川村雇用対策・労働室労働課長 母子家庭の母等の就業支援についてであります。母子家庭の母等の能力、適性及び地域雇用ニーズに合致した委託訓練を実施して自立を促すという形で、今年度は盛岡、奥州、宮古において各10名、OA関係の3カ月訓練を計画しております。現在は奥州で実施中ですが、盛岡、宮古につきましては、これから始まる予定になっております。母子家庭の母等の求職申し込みを行っている方が対象ということで就業支援を行っているものであります。

次に、雇用促進住宅の廃止の撤回についてでございますが、厚生労働省では当該機構の中期目標において、平成23年度までにおおむね3分の1の住宅を廃止譲渡するというふうにしておりましたが、先般これを削除しまして、廃止決定した住宅の入居者に対しては機械的に退居を求めることをしないというふうなことで、少なくとも3年延長する方向で動いております。しかしながら遅くとも平成33年までにはすべての譲渡、廃止を完了するというふうな部分につきましては変更されていないというふうな状況にあります。

○斉藤信委員 雇用促進住宅の買い取りは、私が言った二つだけですか。

○川村雇用対策・労働室労働課長 買い取りにつきましては、現在買い取りが決定しておりますのは、岩手町が購入済みであるというふうに向っております。また、購入の方針が決定しておりますのは陸前高田市、そして検討中であるというふうに向っておりますのが雫石町というふうな状況でございます。

○高橋博之委員長 先ほど斉藤信委員から執行部への資料提供依頼がありました。何をどういうタイミングで配付することを求めているのか、済みません、ちょっとわからなかったのですが、9月定例会の委員会が10月上旬、1カ月後にありますが、そのときでもよろしいのでしょうか。

○斉藤信委員 それでは遅すぎる感じがするけれどもね。恐らくあれでしょう。

○伊藤雇用対策・労働室長 いつも本部会議を開催した後、速やかに委員の皆様には開催の関係の資料につきましては提供しておりますので、今回も9月7日、開催の資料といいますか、そのときに速やかに情報をお届けしたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○高橋博之委員長 ほかに質疑、御意見等はありませんか。

○小野寺有一委員 この前の日曜日に国政の面で劇的な変化がありまして、それで緊急経済対策の中で大きな部分を、国の雇用対策としてエネルギーとお金を割いているわけなのですが、それを見直す方針というのが示されているわけですが、見直しの内容についてはまだ明らかになっていないわけでありまして。どの程度の見直しになるかわかりませんが、例えば国で行われている雇用対策、昨年の秋からずっと続けられている雇用対策のものが見直しの最も進んでいった形態として廃止になった場合、その場合、県内で国が直接行っている事業というのと、それから県が間接的にやっている事業と、市町村もあるだろうと思

いますけれども、そこら辺はどういった影響が出るというふうに試算されていらっしゃるのか教えていただきたい。

○伊藤雇用対策・労働室長 まず、昨年度来の補正を含めまして、一番大きな柱といたしますのは、いわゆる雇用創出にかかわる、これまで御説明してまいりました緊急雇用創出事業の関係の基金への補助でございます。それと、あとはふるさと雇用再生特別基金の関係の補助といったものがまずございます。これにつきましては、本県の場合、3カ年間の助成ということで、緊急につきましては総額77億円を予定いたしまして、これを6月補正の際に御説明いたしました、4割を今年度中に執行しようということを決めております。これにつきましては、今後9月も含めまして、ほぼ100%に近い状態で執行といたしますか、着手できるのではないかと考えております。したがって、ここで以後、例えば残り4割、3割です。7割、6割ぐらい、それが今後なくなるということになれば、先ほど来の厳しい雇用状況の中で緊急に雇用の場を提供するという視点から考えますと、非常に大きな影響を受けるものというふうに思っております。

同様に、雇用再生の関係でのふるさと基金につきましても短期ということではなくて、今回事業起こしをして、おおむね3年程度継続的な雇用をとというふうな事業を進めてまいりましたので、今後2年間について、ありませんよということになりますと、実際に雇用された方々につきましては、それってないでしょうというふうなことになるのではないかと考えて、影響を受けるのではないかなというふうに思っております。

それ以外に考えられますのが、私どものほうで国のほうから委託を受けている離職者の訓練、これは今年度はおよそ1,000を超える数の定員でございます。そのほかに国の21年度補正予算におきまして、中央職業能力開発協会に対する補助ということで、およそ7,000億円。これは通称、基金訓練と言いますけれども、これについて7月からスタートしております。これは、全国的にはいろいろな訓練を計画して、認定を受ければオーケーというふうなことで、本県では現在のところ、この基金訓練に手を挙げているところは1団体しかございません。

ただ、この訓練の中で非常に重要な要素は、訓練そのものよりも、いわゆる雇用保険の受給資格がない方で訓練を受けている最中については給付金を差し上げますというふうな部分がございます。これはまさに失業している際に、生活に困るという方に対しての給付でございますので、この部分については見直しをされる場合でも、そういった部分を何らかの形で検討していただくことが必要ではないかなというふうに思っております。

そのほか花巻にございます雇用・能力開発機構岩手センター、通称ポリテク花巻でございますけれども、そこでも離職者を対象とした訓練をしてございますので、そういったものの取りやめとかということになりますと、非常に大きな影響を受けるのではないかなというふうに思っております。

これらによる具体の影響ということにつきましては、ちょっと試算はできかねますが、以上のような影響が出るのではないかなというふうに考えているところでございます。

○小野寺有一委員 今、主に県にかかわる部分の御説明がございましたけれども、先ほどお尋ねした中には、国が直接岩手県内で実施している、例えば雇用調整助成金みたいなものというのは国が直接やられるわけですよ。そういったものがもしも最悪廃止になった場合に、どのような影響が出るかというのはわからないでしょうか。

○伊藤雇用対策・労働室長 雇用調整助成金につきましては、先ほど御説明しました資料の1ページの2(3)に、現在本県におきましては4月段階の計画ですと614件、2万人の方々を対象になって、解雇されずに済んでいるということでございます。これにつきましては、特別会計で労使が積み立ててこういった事態に備えてやっている雇用保険勘定の関係がでございます。

昨日ですか、厚生労働省において、各県の職業安定部長さんを集めた会議におきまして、厳しい雇用情勢の中で、改めて雇用調整助成金について企業に周知を図り、雇用の維持を図っていただくように努めてほしいというふうなお話があったようでございますので、この関係につきましては、引き続き措置されるものと思っておりますし、また情勢に応じて必要な額を措置するのではないかとこのように考えております。

○小野寺有一委員 ありがとうございます。先ほど斉藤信委員のほうからも、例えば生活支援の面で、使い勝手の悪い制度になってしまっているのではないかとこのように御指摘もありましたし、もしかしたら事業効果が薄いと思われるようなものとかこのようにあるかもしれない。県のほうでそういった使い勝手の悪さとか、効果の薄さとか、そういった認識を持っている事業があるのかどうか教えていただきたいと思っております。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 使い勝手の悪い制度でございますけれども、これにつきましては、雇用関係におきましては、例えば基金事業の中に、ふるさと再生の基金がございまして、この基金事業の採択要件が若干厳しいところがございまして、市町村等からはこの中で、例えばこれは1年以上の長期の雇用を対象にした事業でございますけれども、継続雇用の見込みが非常に不透明なものですから、事業者から1年後、2年後の雇用を約束するのは非常に難しいのではないかとこのようにお話をございまして、この部分について市町村等からは指摘を受けているところでございます。

また、委託事業を対象とするものでございまして、この部分につきましては、いわゆる委託に伴う収益、通常は一般管理費等で委託費の中に含まれる場合もございまして、この事業につきましては、その部分は控除するという形になってございまして、委託を受ける民間事業者からは、そこで受託しようという意欲が非常に失われるというような部分もございまして、これらの点につきましては、県として従来から知事会等を通じて要望しているところでございまして、6月には県のほうから直接厚生労働省の担当室のほうにお願いしているというふうなところでございます。

○高橋博之委員長 ほかに質疑、御意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければこれをもって雇用対策の状況についての調査を終了い

たします。

次に、この際、何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なければ、これをもって本日の調査を終了いたします。商工観光労働部の皆様、御苦労さまでした。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 それでは、再開をいたします。

お手元に配付いたしております平成 21 年度商工文教委員会調査計画変更案を御覧願います。当委員会の全国調査についてであります。諸般の事情により当初の日程等を変更し、本計画により調査を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

次に連絡事項であります。当委員会の県内調査につきましては、さきに通知いたしましたとおり、9月9日水曜日に実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。